



2023年10月1日より、「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が導入されます。

この制度は、売手が買手に対してインボイス(適格請求書)を使って、適用税率や消費税額等を正しく伝えるものです。さらに、買手が消費税を納付する際に、売上にかかった消費税から支払った消費税を相殺する(仕入税額控除をする)場合の証拠書類(エビデンス)になるものです。それゆえ、今まで以上に請求書等の様式を厳格に運用することを求めています。

また、このインボイスを発行するためには、事業者は登録が必要であり、既に2021年10月より登録が開始されています。

本稿では、大枠での制度理解とこれらの対策として何を準備すればよいのかについて、お伝えします。

1 消費税の仕組みのおさらい

インボイス制度を理解し、対応していくためにも、消費税の仕組みについて、まず、簡単におさらいをしておきましょう。

・消費税とは、消費者がそのすべてを負担する間接税であり、それには国税部分と地方税部分があります。

・間接税は負担者と納付者が違う税金で、納付は事業者になります。また、事業者の中には、消費税納付が免除される免税事業者が存在します。

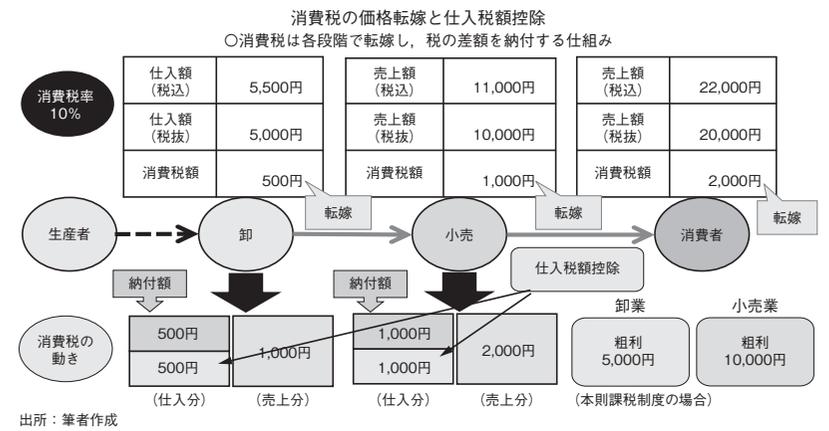
・消費税は製造・卸・小売などの各取引の段階でそれぞれの価格に上乗せされる仕組みで、これを価格転嫁といいます(図表1での仕入額および売上額の5,000円⇒10,000円⇒20,000円という流れで見ると、消費税が500円⇒1,000円⇒2,000円と転嫁される)。

・事業者は取引の過程で払った消費税と、受け取った消費税を相殺(仕入税額控除)して、納付する消費税を確定します。このやり方が基本で、これを原則(本則)課税といいます。図表1では、卸業は1,000円-500円で500円を納付、小売業は2,000円-1,000円で1,000円を納付、となります。

・売上規模が5,000万円以下の事業者は、原則課税とは別に、簡便法としての簡易課税があります。これは売上にかかる消費税に対して、みなし仕入率が業界ごとに設定され、仕入にかかる消費税を計算する方法です。

・2019年10月より導入された軽減税率により、現在は10%と8%の複数の消費税率が存在します。これらのポイントを押さえたうえで、インボイス制度をこれから考えてみます。

図表1 価格転嫁と仕入税額控除



2 インボイス制度とは

インボイス(適格請求書)とは、仕入先が納付すべき消費税を明記した請求書のことです。このエビデンスがあるため、買手はその額を自分の売上にかかる消費税から仕入税額控除ができる仕組みになっています。

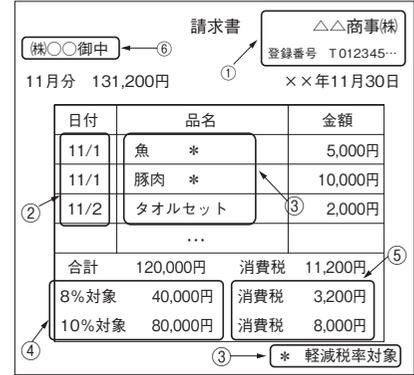
制度が開始されて、もし自社が発行できない場合、販売先が仕入税額控除ができなくなり、取引を敬遠される可能性があります。また、仕入先がインボイスを発行できない場合、自社の仕入税額控除ができず、消費税の負担額が増えてしまいます。こうした取引を継続していくには、非常に大きなインパクトを抱える制度でもあります。

以下、インボイス制度の内容をまとめてみます。

(1) インボイスとその記載事項

インボイスは、請求書以外にも領収書や納品書等も含まれ、仕入税額控除に使うエビデンスとして、図表2の①から⑥が必要な記載事項になります。

図表2 インボイスの記載事項の要件



それぞれの項目内容は、以下のとおりです。

- ①発行事業者の氏名・登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である場合はその旨)
- ④税率ごとに合計の対価の額と適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額
- ⑥交付を受ける事業者名